

集積区域における集積産業用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の2、68の20）

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
特別償却の種類		1	44条の2第1項 68条の20第1項	44条の2第1項 68条の20第1項	44条の2第1項 68条の20第1項
事業の種類		2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 集積産業用資産の種類等		3	()	()	()
集積産業用資産の名称		4			
資産の用途		5			
取得等年月日		6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日		7	平・	平・	平・
購入先		8			
取得価額		9	円	円	円
特別償却率		10	$\frac{8 \text{ 又は } 15}{100}$	$\frac{8 \text{ 又は } 15}{100}$	$\frac{8 \text{ 又は } 15}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)		11	円	円	円
償却・準備金方式の区分		12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	企業立地計画の承認年月日	13	平・	平・	平・
	集積区域の名称	14			
	特定事業のための施設又は設備のうちの機械及び装置の取得価額の合計額	15	円	円	円
	建物及びその附属設備の取得価額の合計額	16			
	その他参考となる事項	17			

特別償却の付表（十） 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十）の記載の仕方

1 この付表（十）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の2《集積区域における集積産業用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の20《集積区域における集積産業用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、集積産業用資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した集積産業用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の2又は第68条の20のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「事業の種類2」には、集積産業用資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「集積産業用資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、集積産業用資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その集積産業用資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「集積産業用資産の名称4」には、集積産業用資産に該当する資産の名称を記載します。

6 「資産の用途5」には、例えば、「工場用」、「作業場用」、「倉庫用」又は「展示場用」等の用途を記載します。

7 「取得価額9」には、集積産業用資産の取得価額を記載します。

ただし、その集積産業用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限

度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の特別償却率を○で囲みます。

（1）機械及び装置である場合 …「15」

（2）建物及びその附属設備である場合…「8」

9 「償却・準備金方式の区分12」は、その集積産業用資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

（1）「企業立地計画の承認年月日13」には、企業立地計画の承認年月日を記載します。

（2）「集積区域の名称14」には、例えば「○○LEDバレー地域」等のように集積区域の名称を記載します。

（3）「特定事業のための施設又は設備のうちの機械及び装置の取得価額の合計額15」には、機械及び装置の取得価額の合計額を記載します。

なお、機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円未満（農林漁業関連業種（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第19条第2号に掲げる業種をいいます。以下「農林漁業関連業種」といいます。）に属する事業の用に供するものである場合には、500万円未満）のもの及び取得価額の合計額が3億円未満（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、4,000万円未満）のものは、この制度の適用対象となりませんので、注意してください。

（4）「建物及びその附属設備の取得価額の合計額16」には、一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額を記載します。

なお、一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が5億円未満（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、5,000万円未満）のものは、この制度の適用対象となりませんので、注意してください。

（5）「その他参考となる事項17」には、その資産が集積産業用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。